

1 審議会名	上田市行財政改革推進委員会
2 日時	令和4年11月9日 午前10時から12時まで
3 会場	市役所本庁舎 5階 大会議室
4 出席者	岩木会長、山極副会長、井上委員、倉嶋委員、小林委員、清水委員、鈴木委員、関委員、橋詰委員、平田委員、藤川委員、宮川委員
5 市側出席者	吉澤副市長、倉島総務部長、小山行政管理課長、小林行政改革担当係長 宮下行政管理課主査、原行政管理課主査
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	1人 記者 1人
8 会議概要作成年月日	令和4年11月10日
協 議 事 項 等	

1 開 会 (行政管理課長)
2 人事通知書の交付
3 あいさつ (副市長) <p>本日は、皆様大変お忙しいところ、上田市行財政改革推進委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、この度は、上田市行財政改革推進委員会の委員就任を御承諾いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>新たに委員をお願いする3名の方を含めた14名の委員の皆様による第8期目の行財政改革推進委員会をスタートすることが出来ました。</p> <p>本委員会は、社会経済情勢の変化及び市民の多様化する行政需要に対応した、簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、合併直後の平成18年に創設した委員会であります。</p> <p>これまでに、上田市の行財政改革の基本方針であります「行財政改革大綱の策定」や、教育委員会等の委員報酬に関する「行政委員会等の委員報酬の見直し」、市が保有する公共施設の現状と課題等を整理した「上田市公共施設白書の策定」、公共施設の総合的かつ計画的な管理方針を定めた「公共施設マネジメント基本方針の策定」のほか、多くの答申や提言をいただいております。</p> <p>上田市の行財政改革の方向性は、これらの原案を御審議いただく過程で、まさにこの委員会の皆様に示していただいたものと理解しており、深く感謝申し上げる次第でございます。</p> <p>本日の委員会では、公の施設の使用料・利用料金算定の基本的な考え方、方法、改定の時期や減額・免除などを定めた「上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針案」と、上田市公共施設マネジメント基本方針の改訂案に係る市民意見募集手続の結果について、委員会の御意見をいただくと聞いております。それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただけましたら幸いです。</p> <p>終わりに、委員の皆様には、行財政改革の推進という重要課題に対しまして、更なる御指導とお力添えを賜りますことをお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。</p>

4 委員自己紹介

5 事務局紹介

6 会長・副会長の選出

委員から、事務局案を求める旨の発言があり、第7期の委員会においても委員に就任していただき、行財政改革推進委員会の経験も豊富なことから、
会長に岩木委員、副会長に山極委員とする事務局案を提示し、了承された。

7 議事

(1) 上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針（案）について

- ・資料に沿い、事務局から概要を説明以降、協議

(委員)

2ページの「2 基本的な考え方 (1) 負担の公平性」の部分に、「施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する・・・」と記載があるが、「人」を「方」に訂正してはどうか。また、同じく負担の公平性の記載の中で、受益者が応分の対価を負担することで、・・・負担の公平性を確保する必要があります。」の記載があるが、ここに「受益者負担の原則」という言葉を入れた方が良いのではないか。

「2 基本的な考え方(2) 算定方法の明確化」の説明文に、「料金の算定は、それぞれの施設に係る経費を基礎とし、・・・」の部分の「それぞれの施設に係る経費」のところに、算定に用いる数値、費用を記載した方が分かりやすくなるのではないかと思う。

もう1点。3ページの(5) 定期的な見直しの説明文に、「原則5年ごとの見直しを・・・」とあるが、5年とした根拠は何かあるのか。

(事務局)

字句の訂正や、説明文の追加については、委員御指摘の内容を検討して対応する。「原則5年ごとの見直し・・・」の根拠はあるかとの御質問についてだが、見直しの時期については、自治体によって異なっている。本市としては、区切りの良い5年ごとの見直しという案でお示しさせていただいた。

(委員)

同じく3ページの「定期的な見直し」の部分で、「指定管理者施設について、指定期間中における料金の改正は行わないこととし、」とあるが、指定管理者施設の料金の決め方について教えていただきたい。

(事務局)

指定管理者施設については、条例の金額を上限とし、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を決定することとしている。

(委員)

この基本方針(案)の対象となる施設と対象にならない施設とを表などにして示していただいた方が分かりやすいのではないか。

(事務局)

委員御指摘のとおり、対象となる施設と対象としない施設をお示しすることに加え、受益者負担割合についてもお示しする必要があると考えているので、今後、取りまとめを行ってまいりたい。

(委員)

今回の基本方針案を策定するのはいつ頃を目途にしているのか、また、この方針を踏まえた料金改定についてはいつ頃行うことを想定しているのか、教えて欲しい。

(事務局)

本日の行財政改革推進委員の皆様の御意見を踏まえ、11月中旬から1ヶ月間、パブリックコメントの募集を行う。1月下旬に再度、本委員会で御意見を伺い、その後正案として議会での説明を予定している。

料金改定については、来年4月以降となるが、1年間かけて検討していく予定である。

(委員)

受益者負担の割合の設定は非常に難しいのではないかと思います。市の負担割合が0であれば、「公共施設」としては、必要がないということなのではないか、と感じる。

民間でできるから市の負担が0ということであれば、民間でも社会教育を行っているところもあるので、民間でも提供できるサービスであると考え、公民館は50%として良いのかと思う。「公共性」という尺度をどのように捉えるのか。

(事務局)

委員御指摘のとおり、どの区分に当てはめるのかはとても難しい。施設の設置目的や、他自治体の考え方等も参考に設定していく。

受益者負担割合については、基本方針(案)を基に算出した料金を、施設の設置目的や行政サービス内容を加味して「公の目的」を賦課することで、減額するという考え方である。こういった考え方を料金設定の中に取り入れていこうということで、基本方針(案)としてお示しした。

(委員)

施設管理、施設の運営という面で考えると、多くの市民に利用してもらいたいと思うが、行財政改革という立場で考えると、利用者に負担をお願いしたいということになると思う。

そこで、この基本方針については、利用者増という立場で作るのか、利用者負担をよりお願いする立場で策定するのかを確認したい。

(事務局)

この基本方針を定める目的には、少子化、高齢化社会の中で、利用者にも施設維持経費を一定程度負担していただくということもあるが、一番の目的は、合併から16年経つが、料金設定に関する基本的な考え方を市として定めたいということである。

(委員)

今、説明していただいた「市として料金設定に関する基本的な考え方を定めることが目的であるという部分」についても、基本方針の趣旨や目的のところに加えてはどうか。

(事務局)

そのように追記させていただきたい。

(委員)

公共施設をもっと利用してもらって、市民活動の活性化を図りたいのか、それとも施設の収支均衡を図りたいのか、どちらの方向を考えているのかを示すべきではないか。

(事務局)

利用促進と持続可能性のバランスの問題となるが、もちろん公共施設の利用促進、市民活動の活性化を図っていききたいと考えている。ただ、利用者の方々には一定程度の御負担もお願いしたいということも、公共施設の持続可能な運営という視点からは考えないといけない部分である。

まずは、料金算定についての基本的な考え方をお示しし、市民の皆さんは基より職員にもこの考え方を理解してもらい、より使いやすい公共施設にしていきたい。

(委員)

市民活動の活性化を目指していくのか、持続可能な施設運営という方向に重きを置くのかについて、できれば、書面でも良いので、市長がどのように考えているのか、お聞きしたいと思う。

(委員)

持続可能な施設運営とするためには、一定の負担増は必要なのかなと思った。重要なのは、最適化だと思う。施設の負担割合や施設の運営経費から料金算定をしていくことが、今後の公共施設のあり方を考える最初の一步になるのかなと思う。日帰り温泉施設の他にも、もっと経営が厳しいところなど、影響が大きい施設があれば教えてほしい。

(事務局)

日帰り温泉施設や、宿泊施設については、老朽化が進んでいることもあり、維持していくためには、大規模修繕を行う必要があることから、課題となっている。また、施設によっては、設立時に多額の御寄附をいただいている経過があるので、そのような個別の事情も考慮する必要があると考えている。

まずは、施設の状態を市民の皆さんにお知らせすることが、施設の今後を考える一歩になると思う。

(委員)

使用料算定についての考え方については、市民にとって難しい部分もあるので、公共施設の利用頻度なども含めたアンケート調査等を実施してはどうか。

(事務局)

現段階では考えていなかったが、利用する方々や団体の考え方も大切なので、意見聴取等を検討している。

(委員)

7ページの「公共性」「必要性」という文言を、「市場性」と「非市場性」に置き換えた方がわかりやすいのではないかと思うが、どうか。

(事務局)

検討させていただく。

(委員)

受益者負担割合についてだが、0%、50%、100%に分ける案としているが、もう少し細かく設定してみてはどうか。

(事務局)

自治体によっては、25%、75%を設定しているところもあるが、25%、75%とする根拠がまた難しいことから、利用者にとっても分かりやすいと考え、0%、50%、100%という案をお示しした。

(副会長)

11 ページの「7 減額・免除について (4) 基準」の表についてだが、この表の中に「公共的団体等」と記載がある。この「等」がどのようなものを指すのが難しい。基本方針としては、これ以上細かいことは書けないだろうと思うが、不公平が生じないように運用マニュアルなどを、今後定めていく予定はあるか。

(事務局)

委員御指摘のとおり、減免の扱いに不公平が生じないように、運用マニュアルを作成し、統一した基準で運用することは重要であると考えている。公民館では、公民館利用許可事務マニュアルを作成し、今年度から減免の取り扱いの統一を進めている。

(副会長)

公民館利用申請時、減免申請書類に団体規約等もつけるように、公民館から要請があったが団体規約等も審査基準とされているということか。

(事務局)

公民館に確認して、後日回答させていただく。

(公民館に確認したところ、減免審査基準としている公共的団体等に該当するのかどうかの確認を団体規約や、名簿、収支予算書、決算書などを通して確認している。)

(委 員)

公共施設について、受益者負担や料金に関する意見が利用者から出ているということはあるのか。

(事務局)

施設所管課にはそのような意見が寄せられていることも考えられるが、当課としては特に把握していない。

(委 員)

料金改定する際の幅を 1.3 倍とした根拠は何かあるのか。

(事務局)

料金改定の上限については、他市の状況を見ると、「その都度、激変緩和措置を検討する」としている市や、1.5 倍を上限としている市等がある中、できる限り数字を決めておいた方が良いが、1.5 倍では改定の幅がやや大きいと考え、1.3 倍としている市を参考にした。

(2) 上田市公共施設マネジメント基本方針 (改訂案) に係る市民意見募集手続の結果について

- ・資料に沿い、事務局から概要を説明以降、協議

(委 員)

人口統計を見る限り、今ある全ての施設を今後も維持していくことは不可能であると思うが、「こういった状況になったら廃止します」という基準を定めないと「検討」だけで終わってしまう。必ず反対は出るし、もし施設を守るのであれば、市役所だけでなく、住民を含めてその施設を守っていく努力をする必要があると思っている。

(事務局)

委員御指摘のとおり、客観的な数字を示していくことが必要であると考えている。データの整備、蓄積を進めていきたい。

(委員)

指定管理者施設についても、指定管理料を全て公開していただきたいと思っている。上田市の指定管理者制度については、市外も含めて公募をする方向で見直す必要があると考えている。痛みを伴う改革をやらないのは無責任であると言えるので、未来の子ども達に残していくための努力をしていくべきだと思う。

(事務局)

指定管理料については、ホームページで公表しているモニタリング評価調書の中に記載があるので、公表されているものではあるが、指定管理料順に掲載するという事はしていない。どのように掲載していくかは、今後、この委員会にお示ししていきたい。

(委員)

温暖化対策費用は、この改訂案の推計には含まれていないということだが、今後どのタイミングで温暖化対策費用を織り込むことにするのか。

(事務局)

次期改定となる令和8年時には入れていきたいと考えている。

(委員)

2030年まで、時間も限られているので、取り組んでいけるところから取り組んでいただきたい。

(事務局)

公共施設の改築の際など、温暖化対策についての検討は行っている。学校施設の照明のLED化によるCO2削減など随時進めていきたい。

(3) 今後の審議予定について

(事務局)

今回は1月下旬頃の開催を予定していることを連絡

(4) その他

委員から、上田リバーズ会議のお知らせ

8 閉 会 (会 長)